ポルトガル	ユーロ	114	79	43
モルドバ	モルドバ・レイ	2,632	1,809	987
ラトビア	ユーロ	114	79	43

に改める。

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部改正）

附則第三項の表中

ミャンマー	モンゴル
チャット	トウグリク
21,800	41,000
5,500	10,000
14,500	27,000
3,600	7,000

を

ミャンマー	モルディブ	モンゴル
チャット	ルフィヤ	トウグリク
21,800	332	41,000
5,500	83	10,000
14,500	221	27,000
3,600	55	7,000

に、

パラグアイ	ブラジル
ガラニ	ヘアル
100,000	53
25,000	13
67,000	36
17,000	9

を

パラグアイ	バルバドス	ブラジル
ガラニ	バルバドス・ドル	ヘアル
100,000	44	53
25,000	11	13
67,000	29	36
17,000	7	9

に、

ポルトガル	ラトビア
ユーロ	ユーロ
17	17
4	4
11	11
3	3

を

ポルトガル	モルドバ	ラトビア
ユーロ	モルドバ・レイ	ユーロ
17	395	17
4	99	4
11	263	11
3	66	3

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。